主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小林次郎の上告理由について。

職権で調査したところによれば、本件再審の訴で不服を申し立てられている確定 判決の対象たる訴訟における争点および認人Dの偽証の内容は原判示のとおりであ ることが明らかであり、原審が、右争点および偽証の内容を前提として、本件は民 訴法四二〇条一項七号にあたらない旨判示したのは、同号の規定に照らし、正当で ある。所論引用の判例は、いずれも、本件に適切でない。したがつて、原判決に所 論の違法はなく、所論は、ひつきよう、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃す るに帰するから、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	_	郎